

相監第35号の2  
令和4年11月28日

相良村議会議長 黒木 正照 様

相良村代表監査委員 渡 邊 法 光  
(公印省略)  
相 良 村 監 査 委 員 小 善 満 子  
(公印省略)

定期監査結果報告書の提出について  
このことについて、地方自治法第199条第9項の規定に基づき監査結果を下記のとおり報告します。

#### 記

1. 監査の基準

相良村監査委員監査基準（令和2年相良村監査告示第3号）

2. 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項）

3. 監査の対象

令和4年4月1日から令和4年10月末日までの一般会計並びに特別会計の予算執行状況、事業執行状況、令和3年度繰越明許費にかかる繰越事業実施状況等について全課局を対象に監査を行った。

4. 監査の着眼点

相良村監査委員監査基準に従い、財務に関する事務の執行及び事業に係る事務の管理について、法令等に適合し適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に組織及び運営がなされているかを主眼とした。

5. 監査の実施内容

監査の対象となった事務の執行について、提出された書類並びに提示のあった関係書類等に基づいて、質問を行うとともに必要と認めたその他の監査を実施した。

6. 監査の実施場所及び日程

実施場所 相良村役場議員控室

実施期間 令和4年11月15日から11月21日まで（実質5日間）

## 7. 監査の結果

各課、局ともに事務処理において概ね良好に予算の執行がなされていた。  
また、令和3年度の繰越事業及び事故繰越事業についても、概ね良好に執行されていた。指導及び指摘事項については、別添のとおり。

(別添)

## 指導事項

### (1) 全課共通

全課共通の問題として、令和3年定期監査で指摘しているが、各課、係によって通常の勤務で時間外勤務が多い係があり、業務分担や人員配置の改善が見られない。毎月の時間外勤務を必要とする職員の健康管理にも配慮しなくてはならない点がある。改めて業務内容を検討し、偏った勤務状態とならないよう改善を求める。

### (2) 教育委員会

ア 社会教育施設の生涯学習センターは老朽化し、施設として機能しておらず、民具、埋蔵文化財が保管されている。施設の維持管理の方法及び解体を含む施設の見直しが必要と思われる。

イ 給食運搬委託をしているが、相良中学校については職員が運搬しており、担当職員が休みの時は他の職員が運転している。コンテナ車の運転は注意を要するため、委託できないか検討されたい。

ウ 各小学校、中学校の校舎の改修工事を計画されているが、他町村で実施されている小・中学校一貫教育を参考にして、当村においても将来を見据えた改修計画を検討委員会で協議する必要がある。

## 指摘事項

### (1) 総務課

ア さがら愛のりタクシー運行業務委託については、タクシーを利用する登録者は100名近くの申込みがあるが、4月から10月の利用状況を見てみると、多い時は81人であり、平均すると58人が利用されている。この件数の計上については、往復利用される場合は2人としており、実際に何人が利用されたかの判断がしにくい。登録者数の割に利用者が少ない事は、運用方法に問題があるのではと考える。利用者に対して、業務委託料が1回当たり5,000円から7,000円となっていて、常識では考えられない割高になっているので、改善策を考える必要があると考える。

イ 現在、簡易水道及び農業集落排水特別会計については、職員の給与、通勤手当、扶養手当、期末手当等は各特別会計から支出されているが、時間外勤務手当については一般会計予算より支出されており、この点についても会計に従った予算支出が妥当と思われるので、検討されたい。

なお、時間外勤務の内容により一般会計からの支出もあると考えられる。